

和歌山大学 Well-being 機構規則

制 定 令和 5年 6月 23日

法人和歌山大学規程 第2648号

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山大学 Well-being 機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、和歌山大学（以下「本学」という。）学生及び教職員の心身の健康支援、障害のある学生の修学上の支援、学生の生活支援及び学生の課外活動支援を学内外の組織と連携・協力して推進することにより、本学における適切な修学・就労環境を確保することを目的とする。

(構成機関)

第3条 機構に、キャンパスライフ・健康支援センターを置く。

(業務)

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生及び教職員の心身の健康支援に関する状況の把握や対応に関すること
- (2) 障害のある学生の修学上の支援に関する状況の把握や対応に関すること
- (3) 学生の生活支援、課外活動支援に関する状況の把握や対応に関すること。
- (4) その他機構の目的達成に必要な事項に関すること

(機構長)

第5条 機構に機構長を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

2 機構長は、機構を代表し、意思決定の最終責任者としてその運営にあたる。

(副機構長)

第6条 機構に副機構長を置くことができる。

2 前項の副機構長は、本学の教職員の中から、学長が任命する。

3 副機構長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進会議)

第7条 機構に、第4条に規定する業務に関する重要事項を審議するため、推進会議を置き、次の各号の教職員をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) キャンパスライフ・健康支援センター長
- (4) 学生支援課長
- (5) その他推進会議が必要と認めた者

(議長)

第8条 推進会議に議長を置き、前条第1号の機構長をもって充てる。

Well-being 機構規則

(開会)

第9条 推進会議は、過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議決)

第10条 推進会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第11条 推進会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第12条 推進会議の下に、特定の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 前項の専門部会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第13条 機構及び推進会議の事務は、学生支援課において処理する。

2 機構における事務処理に係る調整のため、前項の事務による検討会議を設けることができる。

3 前項の検討会議に関する事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

2 この規則施行後、令和7年3月31日までに任命される副機構長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず令和7年3月31日までとする。